

第 1 回高梁市議会（定例）議案

令和 7 年 2 月

高 梁 市

第 1 回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件 名	結 果	頁
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて		7
議案第 2 号	高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改正する条例		19
議案第 3 号	高梁市広瀬地区緊急避難施設条例		23
議案第 4 号	高梁市事務分掌条例の一部を改正する条例		25
議案第 5 号	高梁市国民保護協議会条例の一部を改正する条例		27
議案第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例		29
議案第 7 号	高梁市税条例及び高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整 備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正す る条例		35
議案第 8 号	高梁市備中多目的研修集会施設条例を廃止する条例		43
議案第 9 号	高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例		45
議案第 10 号	高梁市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例		47
議案第 11 号	高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水 道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例		49
議案第 12 号	高梁市公共下水道条例の一部を改正する条例		59
議案第 13 号	高梁市生活福祉バス運行条例の一部を改正する条例		63
議案第 14 号	高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する 条例		67

議案第 1 5 号	高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例		71
議案第 1 6 号	高梁市学童保育条例の一部を改正する条例		77
議案第 1 7 号	高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例		79
議案第 1 8 号	高梁市子育て支援センター条例の一部を改正する条例		83
議案第 1 9 号	高梁市備中高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例		85
議案第 2 0 号	高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例		87
議案第 2 1 号	高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例		89
議案第 2 2 号	高梁市立学校給食センター条例の一部を改正する条例		91
議案第 2 3 号	高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		93
議案第 2 4 号	高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		95
議案第 2 5 号	平川辺地に係る総合整備計画の策定について		107
議案第 2 6 号	榮農王国山光園交流プラザの指定管理者の指定について		111
議案第 2 7 号	高梁市簡易給水施設の指定管理者の指定について		113
議案第 2 8 号	高梁市湯野総合畑地かんがい施設の指定管理者の指定について		115
議案第 2 9 号	高梁市平川郷地区畑地かんがい施設の指定管理者の指定について		117
議案第 3 0 号	高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者の指定について		119

議案第 3 1 号	高梁市備中高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について		121
議案第 3 2 号	令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 8 号）		
議案第 3 3 号	令和 6 年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）		
議案第 3 4 号	令和 6 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第 3 号）		
議案第 3 5 号	令和 6 年度高梁市へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 3 6 号	令和 6 年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 3 7 号	令和 6 年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）		
議案第 3 8 号	令和 6 年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）		
議案第 3 9 号	令和 6 年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 3 号）		
議案第 4 0 号	令和 6 年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 4 1 号	令和 6 年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		
議案第 4 2 号	令和 6 年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）		
議案第 4 3 号	令和 6 年度高梁市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 4 4 号	令和 6 年度高梁市巨瀬財産区特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 4 5 号	令和 7 年度高梁市一般会計予算		
議案第 4 6 号	令和 7 年度高梁市国民健康保険特別会計予算		

議案第 4 7 号	令和 7 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算		
議案第 4 8 号	令和 7 年度高梁市へき地診療所特別会計予算		
議案第 4 9 号	令和 7 年度高梁市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5 0 号	令和 7 年度高梁市介護保険特別会計予算		
議案第 5 1 号	令和 7 年度高梁市養護老人ホーム特別会計予算		
議案第 5 2 号	令和 7 年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計予算		
議案第 5 3 号	令和 7 年度高梁市畑地かんがい事業特別会計予算		
議案第 5 4 号	令和 7 年度高梁市水道事業特別会計予算		
議案第 5 5 号	令和 7 年度高梁市下水道事業特別会計予算		
議案第 5 6 号	令和 7 年度高梁市地域開発事業特別会計予算		
議案第 5 7 号	令和 7 年度高梁市巨瀬財産区特別会計予算		
議案第 5 8 号	令和 7 年度高梁市宇治財産区特別会計予算		
議案第 5 9 号	令和 7 年度高梁市有漢財産区特別会計予算		

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

番 号	件 名	頁
専決第 1 号	令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 7 号）	9

令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 2, 9 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 4 6 4, 7 1 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 5 日 専 決

高梁市長 石 田 芳 生

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	3,814,020	142,949	3,956,969
	2 国庫補助金	2,283,270	142,949	2,426,219
歳 入 合 計		29,321,768	142,949	29,464,717

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	8,240,088	142,949	8,383,037
	1 社会福祉費	4,202,479	142,949	4,345,428
歳 出 合 計		29,321,768	142,949	29,464,717

1 総括
(歳入)

11

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金 142,949千円

2 項 国庫補助金 142,949千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費国庫補助金	千円 439,600	千円 142,949	千円 582,549
計	2,283,270	142,949	2,426,219

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 142,949	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 142,949

3 歳 出

3 款 民生費

142,949千円

1 項 社会福祉費

142,949千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,989,482	千円 142,949	千円 2,132,431	千円 142,949 国庫支出金 142,949	千円	千円	千円
計	4,202,479	142,949	4,345,428	142,949	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 100	超過勤務手当	千円 100
11 需用費	700	消耗品費	400
		印刷製本費	300
12 役務費	2,030	通信運搬費	1,557
		手数料	473
13 委託料	12,085	窓口業務等委託料	3,218
		窓口業務等委託料	1,609
		システム改修委託料	7,258
14 使用料及び賃借料	34	事務機器借上料	34
19 負担金補助及び交付金	128,000	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	123,000
		低所得者子育て世帯臨時特別給付金	5,000

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとお
り制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年高梁市条例第 4 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 9
項」を「第 2 条第 1 0 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 1 0 項」を「第 2 条第 1 1 項」
に改め、同条第 7 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 8 号中「第
2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「心身」を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び高梁市心身障害者医療費給付条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案	現行												
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (6) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。 (7) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (8) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (9)・(10) 略 別表第1(第4条関係) <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>8 市長</td><td>高梁市障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145</td></tr> </table>	機関	事務	(略)		8 市長	高梁市障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (5) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (6) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。 (7) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (8) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (9)・(10) 略 別表第1(第4条関係) <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>8 市長</td><td>高梁市心身障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例</td></tr> </table>	機関	事務	(略)		8 市長	高梁市心身障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例
機関	事務												
(略)													
8 市長	高梁市障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例第145												
機関	事務												
(略)													
8 市長	高梁市心身障害者医療費給付条例(平成16年高梁市条例												

	号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	高梁市障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(略)		

	第145号)による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
(略)		
8 市長	高梁市 <u>心身</u> 障害者医療費給付条例による医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
(略)		

高梁市広瀬地区緊急避難施設条例

高梁市広瀬地区緊急避難施設条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市広瀬地区緊急避難施設条例

(設置)

第 1 条 災害発生時における、地域住民その他避難を必要とする者の生命及び身体の安全を守るため、緊急避難施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
広瀬地区緊急避難施設	高梁市松山 2 3 6 番地 2

(管理)

第 3 条 施設の管理は、市長が行う。ただし、日常的な管理については、地域住民等に行わせることができる。

(使用の許可)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、災害発生時の使用については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 5 条 施設の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第 6 条 施設、設備等を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従いこれを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

広瀬地区緊急避難施設を設置するため。

高梁市事務分掌条例の一部を改正する条例

高梁市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市事務分掌条例の一部を改正する条例

高梁市事務分掌条例（平成 1 6 年高梁市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条第 1 項中「部等」を「部」に、「総務部」を
「企画財政部
総務部」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条中「部等」を「部」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 7 年度機構改革により事務分掌を改正するため。

(参考)

高梁市事務分掌条例新旧対照表

改正案	現行
(<u>部</u>の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「<u>部</u>」という。)を置く。 <u>企画財政部</u> 総務部 産業経済部 土木部 市民生活部 健康福祉部 (委任) 第2条 この条例に規定する<u>部</u>の事務分掌については、市長が別に定める。	(<u>部等</u>の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「<u>部等</u>」という。)を置く。 総務部 産業経済部 土木部 市民生活部 健康福祉部 <u>2 部等の他に、市長の権限に属する事務のうち市の重要施策に関するものを分掌させるため、規則で定めるところにより、内部組織として市長直轄の組織を置く。</u> (委任) 第2条 この条例に規定する<u>部等</u>の事務分掌については、市長が別に定める。

高梁市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

高梁市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

高梁市国民保護協議会条例（平成 1 8 年高梁市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「防災復興推進課」を「総務部危機管理課」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 7 年度機構改革により所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市国民保護協議会条例新旧対照表

改正案	現行
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>総務部危機管理課</u> において行う。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>防災復興推進課</u> において行う。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(高梁市心身障害児童年金条例の一部改正)

第 1 条 高梁市心身障害児童年金条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 2 条 高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第 3 条 高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例（令和 5 年高梁市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 4 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第５条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和７年高梁市条例第 号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市心身障害児童年金条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現行
（支給の停止） 第5条 障害児童が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その翌日からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至った日まで年金の支給を停止する。 2・3 略	（支給の停止） 第5条 障害児童が<u>禁固</u>以上の刑に処せられたときは、その翌日からその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるに至った日まで年金の支給を停止する。 2・3 略

(参考)

高梁市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

(参考)

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2・3 略 4 前項第1号及び第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 附則第3項第1号及び第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6～8 略	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2・3 略 4 前項第1号及び第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 5 附則第3項第1号及び第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6～8 略

高梁市税条例及び高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

高梁市税条例及び高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市税条例及び高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(高梁市税条例の一部改正)

第 1 条 高梁市税条例（平成 1 6 年高梁市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号及び附則第 2 2 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年高梁市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項

に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

3 略

に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をい

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

3 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をい

う。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

附 則

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 略

う。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

附 則

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 略

(参考) 高梁市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
(申請書の提出) 第4条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。) (4)～(8) 略 2 略	(申請書の提出) 第4条 前条の規定による不均一課税の適用を受けようとする者は、新たに固定資産税を課することとなる年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。) (4)～(8) 略 2 略

高梁市備中多目的研修集会施設条例を廃止する条例

高梁市備中多目的研修集会施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市備中多目的研修集会施設条例を廃止する条例

高梁市備中多目的研修集会施設条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 9 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市備中多目的研修集会施設を廃止するため。

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市営単独住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営単独住宅条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表臥牛団地の部を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

臥牛団地の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市営単独住宅条例新旧対照表

改正案								現行							
別表(第3条、第8条関係)								別表(第3条、第8条関係)							
名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の 専用床 面積	1戸当た り家賃月 額	名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の 専用床 面積	1戸当た り家賃月 額
(略)								(略)							
落合団地	高梁市落 合町阿部 2290番 地1	鉄筋コン クリート 造5階建	平成元年 度	3DK	64戸	53.0m ²	34,200円	落合団地	高梁市落 合町阿部 2290番 地1	鉄筋コン クリート 造5階建	平成元年 度	3DK	64戸	53.0m ²	34,200円
					16戸	53.0m ²	32,400円						16戸	53.0m ²	32,400円
								臥牛団地	高梁市原	鉄筋コン	昭和48年	2K	64戸	37.8m ²	21,000円
									田南町1	クリート	度		16戸	37.8m ²	20,000円
									187番地	造5階建					
									2						

高梁市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例

高梁市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例

高梁市営住宅駐車場条例(平成 16 年高梁市条例第 266 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市営単独住宅臥牛団地駐車場の項を削る。

附 則 (令和 7 年高梁市条例第 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

臥牛団地の廃止に伴い、駐車場を廃止するため。

(参考)

高梁市営住宅駐車場条例新旧対照表

改正案	現行																														
(名称及び位置)	(名称及び位置)																														
第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区画数</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>市営単独住宅落合団地駐</td><td>高梁市落合町阿部2290番地1</td><td>30区画</td></tr><tr><td>車場</td><td>高梁市落合町阿部2224番地1</td><td>111区画</td></tr></table>	名称	位置	区画数	(略)			市営単独住宅落合団地駐	高梁市落合町阿部2290番地1	30区画	車場	高梁市落合町阿部2224番地1	111区画	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>区画数</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>市営単独住宅落合団地駐</td><td>高梁市落合町阿部2290番地1</td><td>30区画</td></tr><tr><td>車場</td><td>高梁市落合町阿部2224番地1</td><td>111区画</td></tr><tr><td>市営単独住宅臥牛団地駐</td><td>高梁市原田南町1187番地2</td><td>63区画</td></tr><tr><td>車場</td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	区画数	(略)			市営単独住宅落合団地駐	高梁市落合町阿部2290番地1	30区画	車場	高梁市落合町阿部2224番地1	111区画	市営単独住宅臥牛団地駐	高梁市原田南町1187番地2	63区画	車場		
名称	位置	区画数																													
(略)																															
市営単独住宅落合団地駐	高梁市落合町阿部2290番地1	30区画																													
車場	高梁市落合町阿部2224番地1	111区画																													
名称	位置	区画数																													
(略)																															
市営単独住宅落合団地駐	高梁市落合町阿部2290番地1	30区画																													
車場	高梁市落合町阿部2224番地1	111区画																													
市営単独住宅臥牛団地駐	高梁市原田南町1187番地2	63区画																													
車場																															

高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格
に関する条例の一部を改正する条例

高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格
に関する条例の一部を改正する条例

高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 25 年高梁市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 5 号」を「第 7 号」に、「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工事用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「有すること」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これに」を「これらに」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有すること」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）」を加え、同条第 3 号中「又は」を「若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）」を加え、同条第 8 号中「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「（5 年以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有すること。)」を加え、同号を同条第 11 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）。)

第 3 条第 7 号中「1 年以上水道」を「1 年以上水道等」に改め、「有すること」の次に「(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「若しくは第 2 号に規定する学科目若しくは課程又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に、「科目若しくは」を「科目又は」に、「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上」を「第 1 号の卒業者にあつては 2 年以上」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に改め、「有すること」の次に「(第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)」を加え、同号を同条第 7 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）。)

第 3 条第 4 号中「又は」を「若しくは」に改め、「中等教育学校」の次に「又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）」を加え、「土木科若しくは」を「土木科又は」に、「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、終了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有することに該当すること。

第4条第1項第2号中「第4号」を「第5号」に、「医学若しくは」を「医学及び」に、「学科目又はこれらに相当する学科目、科目若しくは」を「課程並びにこれらに相当する課程以外の」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第3号中「第4号」を「第5号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「第2号に規定する学科目、科目若しくは課程又は前号に規定する学科目、科目若しくは課程に相当する学科目、科目若しくは」を「第1号若しくは第2号に規定する課程又は第3号に規定する課程に相当する」に改め、同項第6号中「国土交通大臣」の次に「及び環境大臣」を加え、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。）し、かつ、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に関する1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道の場合にあっては、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以

上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月」以上と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「期間」とあるのは「期間の2分の1に相当する期間」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えて同項の規定を適用する。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考) 高梁市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のいずれかとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号及び第7号において「大学」という。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有すること<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)</u>。 (2) 大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)</u>。 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(2年6月以上水道に関す</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のいずれかとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。次号及び第5号において「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</u> (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</u>

る技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(7) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(5) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する科目又は課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（それぞれ当該各号に規定する水道等の経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。）。

(9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。)し、かつ、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(10) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(11) 前各号に掲げる場合を除き、10年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。)。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のいずれかとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する学科目若しくは課程又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する科目若しくは課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。)し、かつ、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(8) 前各号に掲げる場合を除き、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のいずれかとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当すること。

若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有することに該当すること。

- (2) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあつては6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (3) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、土木工学、前号に掲げる学科目及びこれらに相当する学科目以外の学科目、科目又は課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあつては7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目、科目若しくは課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学、前号に掲げる学科目及びこれらに相当する学科目以外の学科目、科目又は課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に

関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (4) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は第3号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(5) 略

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了していること。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。)し、かつ、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に関する1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道の場合にあつては、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8

関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

- (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目、科目若しくは課程又は前号に規定する学科目、科目若しくは課程に相当する学科目、科目若しくは課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号の卒業者(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する期間以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

(5) 略

- (6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道の場合にあつては、前項第1号中「前条各号」とあるのは「前条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同条第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同条第4号中「7年以上」とあ

年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月」以上と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「期間」とあるのは「期間の2分の1に相当する期間」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えて同項の規定を適用する。

るのは「3年6箇月以上」と、同条第5号中「第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあつては6箇月以上、第2号の卒業者にあつては1年以上」と、同条第6号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」と、同条第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同条第8号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えた同条各号と、前項第2号、第3号及び第5号の規定中、水道に関する技術上の実務に従事した経験の期間を、当該各号に掲げる期間の2分の1に相当する期間と、同項第4条の規定中「期間」とあるのは「期間の2分の1に相当する期間」と、それぞれ読み替えて同項の規定を適用する。

高梁市公共下水道条例の一部を改正する条例

高梁市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市公共下水道条例の一部を改正する条例

高梁市公共下水道条例（平成 16 年高梁市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号中「が 1 人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第 11 条第 1 項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 18 条第 1 項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 第 3 項」に改める。

第 19 条中「第 12 条の 10 第 1 項」を「第 12 条の 11 第 1 項」に改め、同条第 6 号に次のように加える。

ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下

第 19 条に次の 1 号を加える。

- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のものでこの条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

排水設備工事責任技術者の専属規制の規定等を改正するため。

(参考)

高梁市公共下水道条例新旧対照表

改正案	現行
(指定の基準) 第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備等の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)<u>を選任していること。</u> (2)～(5) 略 (責任技術者) 第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。<u>ただし、岡山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2 略 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第18条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1)～(7) 略 2 略	(指定の基準) 第10条 市長は、第8条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 (1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備等の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)<u>が1人以上専属している者であること。</u> (2)～(5) 略 (責任技術者) 第11条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>専属</u>させなければならない。 2 略 (特定事業場からの下水の排除の制限) 第18条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第1項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 (1)～(7) 略 2 略

(水質適合のための除害施設の設置等)

第19条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(5) 略

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7)～(9) 略

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のものでこの条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値

(水質適合のための除害施設の設置等)

第19条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)～(5) 略

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

(7)～(9) 略

高梁市生活福祉バス運行条例の一部を改正する条例

高梁市生活福祉バス運行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市生活福祉バス運行条例の一部を改正する条例

高梁市生活福祉バス運行条例（平成 19 年高梁市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 福松線の項、黒鳥・布賀線の項及び西山・田原線（ふるさと農道廻）の項を削る。

別表第 2 中「、福松線」、「、黒鳥・布賀線」及び「、西山・田原線（ふるさと農道廻）」を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

生活福祉バスの運行路線の一部を廃止するため。

(参考)

高梁市生活福祉バス運行条例新旧対照表

改正案	現行																																		
別表第1(第2条関係) 高梁市生活福祉バス運行路線及び運行区間	別表第1(第2条関係) 高梁市生活福祉バス運行路線及び運行区間																																		
<table><tr><th>路線名</th><th>運行区間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>吹屋線</td><td>高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで</td></tr><tr><td>中野小泉線</td><td>高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>光松線</td><td>高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで</td></tr><tr><td>東別れ・黒鳥線</td><td>高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで</td></tr></table>	路線名	運行区間	(略)		吹屋線	高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで	中野小泉線	高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで	(略)		光松線	高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで	東別れ・黒鳥線	高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで	<table><tr><th>路線名</th><th>運行区間</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>吹屋線</td><td>高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで</td></tr><tr><td><u>福松線</u></td><td><u>高梁市成羽町上日名地内から高梁市成羽町下原地内まで</u></td></tr><tr><td>中野小泉線</td><td>高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>光松線</td><td>高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで</td></tr><tr><td><u>黒鳥・布賀線</u></td><td><u>高梁市備中町長屋地内から高梁市川上町領家地内まで</u></td></tr><tr><td>東別れ・黒鳥線</td><td>高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで</td></tr><tr><td><u>西山・田原線(ふるさと農道廻)</u></td><td><u>高梁市備中町西山地内から高梁市成羽町布寄地内まで</u></td></tr></table>	路線名	運行区間	(略)		吹屋線	高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで	<u>福松線</u>	<u>高梁市成羽町上日名地内から高梁市成羽町下原地内まで</u>	中野小泉線	高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで	(略)		光松線	高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで	<u>黒鳥・布賀線</u>	<u>高梁市備中町長屋地内から高梁市川上町領家地内まで</u>	東別れ・黒鳥線	高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで	<u>西山・田原線(ふるさと農道廻)</u>	<u>高梁市備中町西山地内から高梁市成羽町布寄地内まで</u>
路線名	運行区間																																		
(略)																																			
吹屋線	高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで																																		
中野小泉線	高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで																																		
(略)																																			
光松線	高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで																																		
東別れ・黒鳥線	高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで																																		
路線名	運行区間																																		
(略)																																			
吹屋線	高梁市成羽町坂本地内から高梁市成羽町下原地内まで																																		
<u>福松線</u>	<u>高梁市成羽町上日名地内から高梁市成羽町下原地内まで</u>																																		
中野小泉線	高梁市成羽町中野地内から高梁市成羽町下原地内まで																																		
(略)																																			
光松線	高梁市川上町仁賀地内から高梁市川上町地頭地内まで																																		
<u>黒鳥・布賀線</u>	<u>高梁市備中町長屋地内から高梁市川上町領家地内まで</u>																																		
東別れ・黒鳥線	高梁市備中町布賀地内から高梁市備中町長屋地内まで																																		
<u>西山・田原線(ふるさと農道廻)</u>	<u>高梁市備中町西山地内から高梁市成羽町布寄地内まで</u>																																		

別表第2(第3条関係)

高梁市生活福祉バス使用料

路線名	乗車1回当たりの使用料
(略)	
吹屋線、中野小泉線、中線、宇治線、七地線、正寺線、高山市線、光松線、東別れ・黒鳥線	300円

別表第2(第3条関係)

高梁市生活福祉バス使用料

路線名	乗車1回当たりの使用料
(略)	
吹屋線、 <u>福松線</u> 、中野小泉線、中線、宇治線、七地線、正寺線、高山市線、光松線、 <u>黒鳥・布賀線</u> 、東別れ・黒鳥線、 <u>西山・田原線(ふるさと農道廻)</u>	300円

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年高梁市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「次項第 4 号」を「次項第 5 号」に、「がけ」を「崖」に改め、同項第 6 号中「がけ面（がけ）」を「崖面（崖）」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「がけ」を「崖」に改め、同項第 3 号中「における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1 メートル以下のがけが生じ、かつ」を「において」に、「がけ」を「崖」に、「もの」を「ときにおける当該切土及び盛土（前 2 号に該当する切土又は盛土を除く。）」に改め、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「もの」を「もの（高さが 2 メートル以下であって、切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えないものを除く。）」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前 2 号に該当しない盛土であって、高さが 2 メートルを超えるもの

第 14 条第 3 項中「がけが」を「崖が」に、「がけ面」を「崖面」に、「がけを」を「崖を」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条

例の施行の日以後にされる墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 10 条第 1 項の規定による許可の申請又は同条第 2 項の規定による変更の許可の申請について適用し、同日前にされた同条第 1 項の規定による許可の申請又は同条第 2 項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

提 案 理 由

宅地造成等規制法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(墓地の造成工事の基準) 第14条 墓地の造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の基準は、次のとおりとする。 (1) 切土又は盛土(<u>次項第5号</u>の切土又は盛土を除く。)をする場合には、<u>崖</u>(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>崖</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。 (2)～(5) 略 (6) 造成によって生じた<u>崖面</u>(<u>崖</u>の地表面をいう。)は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。 (7) 略 2 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものとする。 (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの	(墓地の造成工事の基準) 第14条 墓地の造成に関する工事(以下「造成工事」という。)の基準は、次のとおりとする。 (1) 切土又は盛土(<u>次項第4号</u>の切土又は盛土を除く。)をする場合には、<u>がけ</u>(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この条において同じ。)の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>がけ</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。 (2)～(5) 略 (6) 造成によって生じた<u>がけ面</u>(<u>がけ</u>の地表面をいう。)は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。 (7) 略 2 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものとする。 (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの

(3) 切土と盛土とを同時にする場合において、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなる
ときにおける当該切土及び盛土(前2号に該当する切土又は盛土を
除く。)

(4) 前2号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの

(5) 前各号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの(高さが2メートル以下であって、切土又は盛土をする前後の地盤面の
標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。)

3 前2項の規定の適用については、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとみなす。

(3) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ、
当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけ
を生ずることとなるもの

(4) 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

3 前2項の規定の適用については、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

高梁市中心身障害者医療費給付条例（平成 16 年高梁市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高梁市障害者医療費給付条例

第 1 条中「心身」及び「(以下「障害者」という。)」を削る。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 項に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証のいずれも所持する者

第 3 条第 2 項第 3 号中「前項各号に新たに」を「前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者については、同項第 1 号から第 3 号までに」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前項第 4 号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得したときの年齢が 65 歳以上である者

第 4 条第 1 項中「及び生活療養」を「、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であって規則に定めるもの」に改める。

第5条中「心身」を削る。

第6条第2項中「交付の日から毎年6月末日まで」を「次のとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳、療育手帳の再認定（判定）年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。
- (2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

第6条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

附 則（令和7年高梁市条例第 号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

岡山県障害者医療費給付条例準則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市中心身障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現行
高梁市障害者医療費給付条例 (目的) 第1条 この条例は、障害者の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 (受給資格者) 第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、高梁市内に住所を有する被保険者等であって次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3項に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証のいずれも所持する者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1)・(2) 略 (3) <u>前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u> <u>(4) 前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初め</u>	高梁市<u>心身</u>障害者医療費給付条例 (目的) 第1条 この条例は、<u>心身障害者(以下「障害者」という。)</u>の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 (受給資格者) 第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、高梁市内に住所を有する被保険者等であって次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。 (1)・(2) 略 (3) <u>前項各号に新たに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u>

て取得したときの年齢が65歳以上である者

(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であって規則に定めるものを除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等(条例を含む。))の規定による公費負担金があるときは、当該付加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額))を控除した額とする。

2・3 略

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、障害者医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

(受給資格証の交付等)

(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による付加給付金又は他の法令等(条例を含む。))の規定による公費負担金があるときは、当該付加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額))を控除した額とする。

2・3 略

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、心身障害者医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

(受給資格証の交付等)

第6条 略

2 受給資格証の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳、療育手帳の再認定(判定)年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。
- (2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

3 略

4 市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

6 略

第6条 略

2 受給資格証の有効期間は、交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 略

4 略

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市学童保育条例の一部を改正する条例

高梁市学童保育条例（平成 16 年高梁市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

別表宇治学童保育の項及び松原学童保育の項を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

宇治学童保育及び松原学童保育を廃止とするため。

(参考)

高梁市学童保育条例新旧对照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	場所	定員	名称	場所	定員
(略)			(略)		
玉川学童保育	高梁市玉川町玉1528番地2 玉川幼稚園内	20人	玉川学童保育	高梁市玉川町玉1528番地2 玉川幼稚園内	20人
落合学童保育	高梁市落合町阿部1287番地2 落合児童館内	70人	宇治学童保育	高梁市宇治町宇治1677番地 宇治幼稚園内	20人
(略)			松原学童保育	高梁市松原町春木683番地2 松原小学校内	20人
			落合学童保育	高梁市落合町阿部1287番地2 落合児童館内	70人
			(略)		

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「ただし書」を削る。

第 6 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、前項の申請があつた場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。
- 5 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

第 9 条の見出し中「提出」を「提示」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

岡山県ひとり親家庭等医療費給付に関する条例準則の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(医療費の範囲) 第4条 略 2 前項の被保険者等が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条において同じ。)の規定により第6条の受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。 3 略 (受給資格証の交付) 第6条 略 2・3 略 4 <u>市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。</u> 5 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。</u>	(医療費の範囲) 第4条 略 2 前項の被保険者等が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条<u>ただし書</u>において同じ。)の規定により第6条の受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。 3 略 (受給資格証の交付) 第6条 略 2・3 略

6 略

(受給資格証の提示)

第9条 略

4 略

(受給資格証の提出)

第9条 略

高梁市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

高梁市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

高梁市子育て支援センター条例（平成 22 年高梁市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「高梁市伊賀町 8 番地」を「高梁市原田北町 1251 番地 1」に改める。

第 5 条中「午前 10 時」を「午前 9 時」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市子育て支援センターの位置及び開館時間を変更するため。

(参考)

高梁市子育て支援センター条例新旧対照表

改正案	現行								
(名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>高梁市子育て支援センター</td><td>高梁市原田北町1251番地1</td></tr></table>	名称	位置	高梁市子育て支援センター	高梁市原田北町1251番地1	(名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>高梁市子育て支援センター</td><td>高梁市伊賀町8番地</td></tr></table>	名称	位置	高梁市子育て支援センター	高梁市伊賀町8番地
名称	位置								
高梁市子育て支援センター	高梁市原田北町1251番地1								
名称	位置								
高梁市子育て支援センター	高梁市伊賀町8番地								
(開館時間) 第5条 支援センターの開館時間は、<u>午前9時</u>から午後4時までとする。 ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第5条 支援センターの開館時間は、<u>午前10時</u>から午後4時までとする。 ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。								

高梁市備中高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

高梁市備中高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市備中高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

高梁市備中高齢者生活福祉センター条例（平成 16 年高梁市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「10 年間」を「5 年間」に改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市備中高齢者生活福祉センターの管理期間を変更するため。

(参考)

高梁市備中高齢者生活福祉センター条例新旧対照表

改正案	現行
(指定管理者の管理の期間) 第6条 指定管理者が生活福祉センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して<u>5年間</u>とする。ただし、再指定を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第6条 指定管理者が生活福祉センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日の場合は、当該日)から起算して<u>10年間</u>とする。ただし、再指定を妨げない。

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（平成 16 年高梁市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町 895 番地
〃	高梁市立玉川小学校	高梁市玉川町玉 1538 番地 1

」を

「

〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町 895 番地
---	-----------	---------------

」に

改める。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立玉川小学校を高梁市立高梁小学校へ統合するため。

(参考)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町895番地	〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町895番地
(略)	(略)	(略)	〃	高梁市立玉川小学校	高梁市玉川町玉1538番地1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例（平成 16 年高梁市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市立玉川幼稚園の項を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立玉川幼稚園を廃園とするため。

(参考)

高梁市立幼稚園条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
幼稚園の名称	位置	幼稚園の名称	位置
(略)		(略)	
高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地	<u>高梁市立玉川幼稚園</u>	<u>高梁市玉川町玉1528番地2</u>
		高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地

高梁市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

高梁市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

高梁市立学校給食センター条例（平成 16 年高梁市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市立川上学校給食センターの項を削る。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立川上学校給食センターを高梁市立高梁学校給食センターへ統合するため。

(参考)

高梁市立学校給食センター条例新旧対照表

改正案	現行														
別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>高梁市立有漢学校給食センター</td><td>高梁市有漢町有漢3365番地1</td></tr></table>	名称	位置	(略)		高梁市立有漢学校給食センター	高梁市有漢町有漢3365番地1	別表(第2条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>高梁市立有漢学校給食センター</td><td>高梁市有漢町有漢3365番地1</td></tr><tr><td><u>高梁市立川上学校給食センター</u></td><td><u>高梁市川上町地頭1366番地</u></td></tr></table>	名称	位置	(略)		高梁市立有漢学校給食センター	高梁市有漢町有漢3365番地1	<u>高梁市立川上学校給食センター</u>	<u>高梁市川上町地頭1366番地</u>
名称	位置														
(略)															
高梁市立有漢学校給食センター	高梁市有漢町有漢3365番地1														
名称	位置														
(略)															
高梁市立有漢学校給食センター	高梁市有漢町有漢3365番地1														
<u>高梁市立川上学校給食センター</u>	<u>高梁市川上町地頭1366番地</u>														

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高梁市条例
第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則（令和 7 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 7 年 月 日制定)

高梁市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 19 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 20 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 21 条―第 24 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 雑則（第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する幼児のうち、満 3 歳に満たない者（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）をいう。

(4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(5) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市長は、保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

3 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って

設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害対策）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の

降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受

けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１ 屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 待避上有効なバルコニー ３ 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４ 屋外階段
３階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３ 屋外階段
４階以上の階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定

	する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第 2 2 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第 2 3 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第 2 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

平川辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

市道整備事業の実施に伴い、総合整備計画を策定するため。

(別紙)

総 合 整 備 計 画 (案)

岡山県高梁市 平川辺地

(辺地の人口 336人 面積 30.4km²)

1. 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

堀井、小戸森、阿部浦、前北、後北、坪野乙原、名木、上郷、中郷上組、中郷下組、
下郷日名、下郷隠地、下郷宮側、天王臼谷、小林、大原田間地、小迫通槇、
金野、平弟子、東安田、西安田、津々羅、越山、山添

(2) 地域の中心の位置

高梁市備中町平川6075番地1

(3) 辺地度数

202点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

備中町平川地域に位置する市道堀井阿部浦線は、同地区内の幹線道である県道下郷惣田線、市道堀井惣田線から分岐し、農道平川東線、市道浅柄線、県道布賀油木線に合流して高梁市内中心部へ通じる市道であり、平川地区の生活基盤の重要な役割を果たしている。

本路線は、現在道路幅員が2.5mと狭小で、また、急勾配、急カーブの連続で、車両のすれ違いや大型車の通行が困難な状況で、消防活動その他有事の際の緊急車両等の交通や地域住民の通常交通の支障となっていることから、改良は地域全体の強い要望である。

加えて、本路線に接続している市道堀井惣田線、農道平川東線、市道浅柄線も全線改良済みであるため、当該箇所の整備により、安全かつ円滑な交通が確保でき、生活環境の安定化及び地域間の連絡道として一体的な地域振興に繋がるものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和9年度の3年間

(単位：千円)

区 分 事業主体名 施 設 名		事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定 財源	一般 財源	
市道（堀井阿部浦線）	高梁市	40,100		40,100	40,000
合 計		40,100		40,100	40,000

(参考)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための 財政上の特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～4 略

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6～8 略

榮農王国山光園交流プラザの指定管理者の指定について

次のとおり榮農王国山光園交流プラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会に議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
榮農王国山光園交流プラザ	高梁市備中町西山 3604 番地 12	山光園営農組合 組合長 野村 幸市	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

榮農王国山光園交流プラザの指定管理者を指定するため。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 ～ 1 1 略

高梁市簡易給水施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市簡易給水施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
下村地区簡易給水施設	高梁市玉川町増原 437 番地	下村地区簡易給水施設 管理組合 組合長 竹波 正通	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで
芋原地区簡易給水施設	高梁市川上町高山 市 1215 番地	芋原水道組合 組合長 山元 憲民	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで
吉家地区簡易給水施設	高梁市備中町西山 2633 番地	吉家簡易給水施設利用 組合 組合長 杉 明	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

高梁市簡易給水施設の指定管理者を指定するため。

高梁市湯野総合畑地かんがい施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市湯野総合畑地かんがい施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市湯野総合畑地かんがい施設	高梁市備中町西 油野 1 4 0 5 番 地の 4	湯野土地改良区 理事長 川上 修一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

高梁市湯野総合畑地かんがい施設の指定管理者を指定するため。

高梁市平川郷地区畑地かんがい施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市平川郷地区畑地かんがい施設の指定管理者を指定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を
求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市平川郷地区 畑地かんがい施設	高梁市備中町平川 6498 番地	平川郷地区畑地か ん水施設利用組合 組合長 泉 修平	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 17 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

高梁市平川郷地区畑地かんがい施設の指定管理者を指定するため。

高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
天空の里平川お試し暮らし住宅	高梁市備中町平川 1 1 4 5 7 番地	平川村定住推進協議会 会長 江草 孝一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで
備中宇治彩りの山里お試し暮らし住宅	高梁市宇治町宇治 1 6 9 0 番地	備中宇治彩りの山里住 むか暮らし会 会長 牧野 義廣	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者を指定するため。

高梁市備中高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市備中高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

名 称	指定管理者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
高梁市備中高齢者 生活福祉センター	高梁市向町 21 番 地 3	社会福祉法人 高梁市 社会福祉協議会 会長 森田 伸一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

高梁市備中高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定するため。

